

民部卿藤原文範

川田康幸

序

昨年の本学の紀要に発表した「山井三位・藤原永頼の考察」の中で少し触れたが、大いに気になる人物がいた。彼の名は藤原文範。何故か。山井三位・永頼には、結婚相手の判明する四人の娘がいた。その結婚相手の中で、唯一受領と思われる人物がいた。その人物こそ従二位民部卿中納言・藤原文範の孫にあたる藤原中清である。何故、永頼は自分の娘の婿として、文範の孫・中清を選んだのであろうか。山井三位・永頼については、『栄花物語』の中で彼に言及する記述は無い。同様に、藤原文範に対しても『栄花物語』の中では、彼に直接言及する記述は無い。無いついでと云つては何だが、どの様な訳か『栄花物語』の中には、藤原道長の中納言任官の記事も抜けているのである。このことは『栄花物語』を編纂するにあたり、道長の中納言任官について記すには、何等かの憚らねばならぬ事情があつたのではないか、あるいは編纂者の側に触れたくない理由が存在したのではないかと疑わせるのである。一条天皇の

永延二年(九八八)正月二十九日の、非参議従三位左京大夫・道長の中納言任官は、従二位民部卿・藤原文範の中納言辞任を受けて行わされているのである。^(註二) 参議を経験すること無く、従三位から突然に中納言という要職に抜擢されたのである。とすれば、道長の能力の優秀さを贊美できる絶好のエピソードではないか。そのチャンスを、『栄花物語』の編者は描かないるのである。道長を贊美しその栄華を描こうとした『栄花物語』の編者は、何故この大切な人事を描かなかつたのか。大いに疑問とするところである。

一方、山井三位・永頼の娘の婿に選ばれた文範の孫・中清は、正四位下に至り、尾張、周防、河内、備中権守という上国三ヶ国と、大国の河内の国司・受領を歴任した。^(註二) 四ヶ国もの国司を歴任しているところを見れば、地方官してはなかなかの実力を有していた人物ではないか。また、その子・中清と永頼の娘との間になる範永も、父・中清と同じく正四位下に至り、尾張、但馬、阿波、攝津、伯耆権守とい上国五ヶ国の国司・受領を歴任している。^(註三) 実務派の地方官の実力者の家、として時の為政者から、確固たる信頼を得ていたと思われるのである。

藤原兼家の策謀により、花山天皇の突然の脱履を受け、寛和二年(九八六)六月二十三日に一条天皇の即位となる。翌二十四日には待望の摂政に就任した兼家は、早速に自分の政権基盤の確立に動く。まず長男の道隆を七月五日に、非参議の三位中将から参議を経ずに権中納言、そして七月二十日に権大納言と曰まぐるしく昇進させたのである。道隆は六月二十三日の一条天皇の即位から七月二十七日の、約一ヶ月強という短期間に、従三位中将から一気に正二位権大納言という、公卿の席次では七番目という高位・高官の地位を手にしたのである。次男道兼は、正五位下左少弁から六月二十三日に藏人頭、七月五日に従四位下、七月十六日右中将、七月二十日に参議中将、十月十五日には従三位

權中納言、十一月二十二日正三位と、政權の中枢に据えているのである。道兼にしても兄道隆に劣らぬ昇進ぶりである。ちなみに此の年、従五位下右兵衛權佐の二十歳の道長は、従四位下左少将という摂関家の子息に相応しい、艶やかな地位に引き上げられている。また異腹兄の道綱も従四位下右中將に昇進している。またこの間の、七月二十日に右大臣を異腹弟の為光に譲り、同じく異腹弟の公季を參議から權中納言に任じている。更に、二日後の二十二日には為光の息子・誠信を正四位下に昇叙。その他、敦實親王の息子の源雅信や重信あるいはその一族が、昇進や昇叙の慶びに預かっている。注目すべきことに、この時の慶びに浴した者の中に、民部卿・藤原文範がいるのである。七月二十六日の臨時の叙位で、文範は昇叙に与り、従一位に昇進している^(註四)。

この様に、『采花物語』の中では直接何も言及されないが、藤原文範は時の摂関家と密接に結び付いていたのである。この藤原文範とは一体どの様な人物であったのか。次ぎにそれを見てゆきたい。

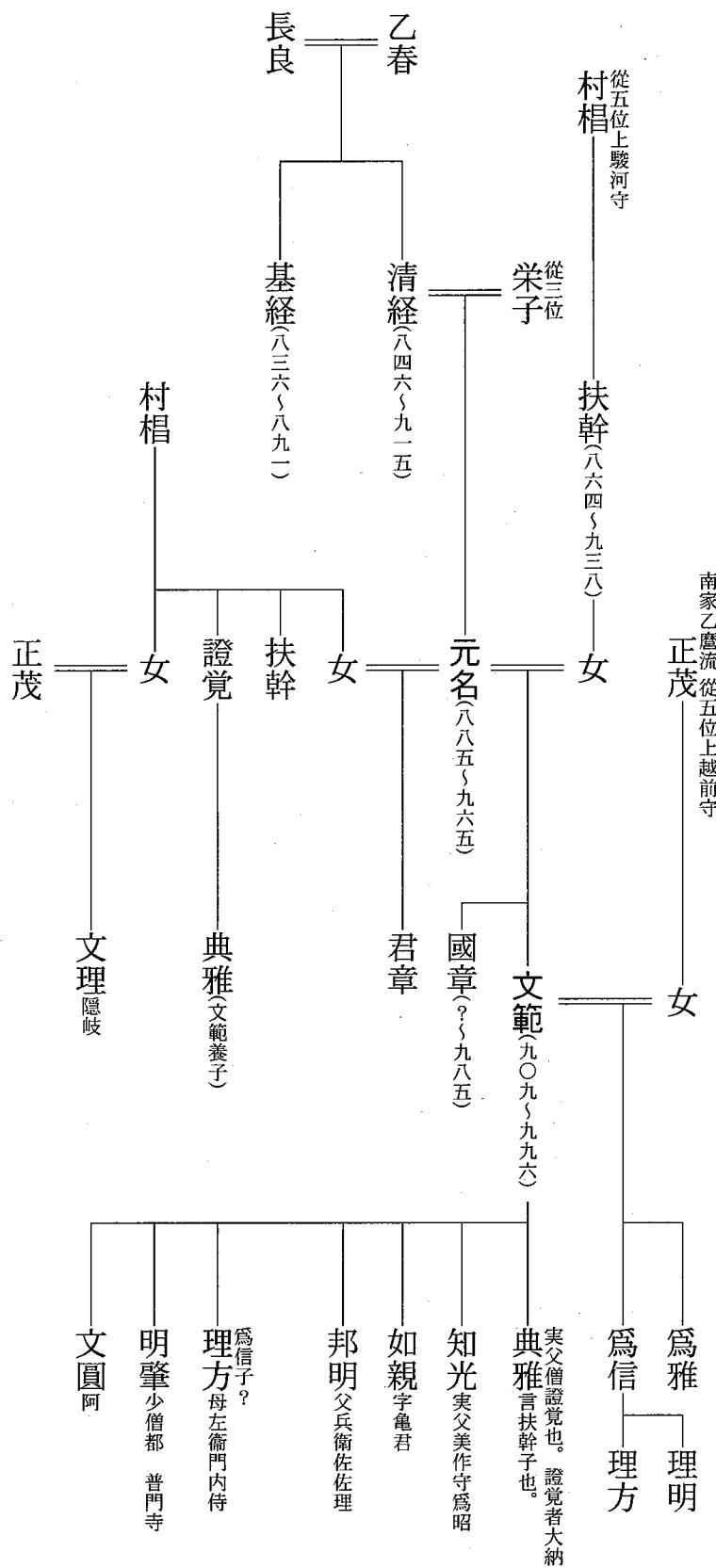
一、従二位民部卿・藤原文範

民部卿藤原文範は、醍醐天皇の延喜九年(九〇九)に誕生し、従二位權中納言に至り、一条天皇の長徳二年(九六六)三月二十八日に八十八歳という高齢で薨去している。父は入道參議元名。その二男で、母は大納言藤原扶幹の娘である。祖父は參議清経。祖母は従三位栄子ある。參議清経は中納言長良の六男で、総繼の娘・乙春を母とする。摂政関白太政大臣・昭宣公・基経とは同腹であり、その弟に当たる。大変な名家の出とも言えるが、昇進の方は遅く、あくまで

も傍流である。清経は凡庸と人の良さを兼供えていたのであろう。

文範の子供は、九人の男子と一人の女子が確認できる。『尊卑文脈』の順に従いその子供たちを見れば、最初に記されたのが正四位下備中守「為雅」。次いで従四位下常陸介右馬頭右近少将「為信」、従五位下摂津守「典雅」、正四位下備中守「知光」、「如親」、従五位下左馬助「邦明」、「理方」、少僧都・普門寺「明肇」、最後が阿闍梨「文圓」の順で記されている。大変な子沢山といえる（系図I 参照）。

（系図I）



文範の九人の男子の内、三人は確實に養子であり、一人は息子の子ではないかと疑われる。詳細に見てゆくと次ぎの様になり、かなり多くの養子を育てていることが判る。

子供達の最後、八番目と九番目に記された、明肇と文圓は出家している。

七番目の、母が左衛門内侍と記された理方は、文範の子の二番目に記された為信の次男と同名であり、同一人物であろう。文範には沢山の養子があり、為信の息子であり、文範の孫にあたる理方を文範が取り離つて、自分の養子としたとしても不思議ではない。此の当時は摂関家でも良くその様な事を行つていて(註五)いる。

六番目に記された、従五位下左馬助邦明は、文範の養子である。邦明の父は兵衛佐佐理で、母は文範の娘である。邦明は文範の外孫に当たる。邦明は母と共に幼少期から文範の邸内で成長したであろう。その父・兵衛佐「佐理」は、左大臣時平の孫・従三位敦忠の三男である。文範は家司として敦忠に仕えており、娘の婿に、主人敦忠の息子を迎えているのである。また敦忠の死後その妻・玄上の娘を後妻に迎えており、文範と敦忠は浅からぬ縁があり、『大鏡』にその辺りの記事が記されており後に詳しく触れたい。

五番目の、如親は「字亀君」とあり、元服前に死亡したか若死にしたのかもしれない。

四番目の、正四位下備中守知光も養子であり、実父は従四位下美作守為昭と記されている。為昭は従四位上参議に至った、山蔭中納言の孫・守義の子である。為昭の妻は在原棟梁の娘で敦忠の母と姉妹であり、則友の母である。則友の弟が知光であるが母が同じか異なるかは判明しない。また則友は文範の弟・国章の息子景舒の娘と結婚している。守義の家は、姻戚としては比較的近い関係にある。

知光の任国の中守は、文範が中納言と引替にして息子・為雅の備中守を申任した領国である。知光の父・為昭は美作守である。この美作国は、左中弁であつた文範がその兼官として天徳四年(九六〇)と五年後の応和四年(九六四)の正月の除目で、重任したのが美作権守であつた。文範が中納言と引替にして惜しくなかつたのが備中守であり、左中弁として活躍していた時、重任したのが美作権守であつたことは、知光を養子とした件と何か結び付いているのかもしない。さらに加えれば、則友と景舒の娘との間に生まれた国成の任国も美作守であつた。単なる偶然であろうか。

この参議・藤原守義は、『公卿補任』によれば、醍醐天皇の延長二年(九二四)に二十九歳で文章生に及第しており、文章生としては文範の二十年前の大先輩に当たる。彼はまた受領として数多くの国を治めており、四度も治国の賞としての加階に預かつてゐる。国司としては、大変有能であつたのである。守義が国司として補任されたのは、承平六年(九三六)の和泉守を手始めに、天慶四年(九四一)阿波守、同十年(九四七)伊世守、天暦二年(九四八)越前守、同十一年(九五七)丹波守、応和四年(九六四)伊輿守、安和三年(九七〇)播磨守の、つづこう七回・六ヶ国の受領を務めている。受領としては余人には代え難かつのであろう。守義は、朱雀天皇から村上天皇の時代にかけて、受領として国家財政を地方から支えたのである。その最盛期は後世、聖の帝と称された村上天皇の御代であつた。

この守義の功績に報いるため、四度にわたる治国の賞・加階が行われるのである。即ち天慶四年(治国)、天暦二年(治国)、同五年(越前任中率分其勤)。先年止加階。今年又叙之)、応和三年(丹波功。治国)の四回それぞれ加階に預かつて從四位上に上るのである。越前の治国についての加階は一旦停止されるが、功績が高かつたのか加階が復活しているのである。そして円融天皇の天禄三年(九七二)十一月には遂に、参議の席に就くのである。受領としては望外の名誉

ではなかつたか。これは長年にわたる受領としての功績に報いたものであろう。文範にとつて見習うべき点のが多かつた先人ではなかつたか。

三番目が従五位下摂津守典雅で、これも実子ではない。「実父僧證覚也。證覚者大納言扶幹子也。」とあり、これも文範の母方の血縁に当たる。その父・證覚が出家した後その遺児典雅を文範が引き取つて育てたのである。證覚は『尊卑文脈』第一編「村相」条に記されており、扶幹の兄弟ではあつても、その子ではない。「典雅」の注記には「但

守義(八九六～九七四) 爲昭従四位下美作守

知光正四位下備中守
(文範養子)

(系図II)

則友正四位上美作守
國成

在原棟梁

國章

景舒

邦明(文範養子)

敦忠(九〇六～九四三) 女
佐理右兵衛佐正五下

文範(九〇九～九九六)

邦明(文範養子)

敦忠(九一四～九八九)

佐理右兵衛佐正五下

人康親王 女

邦明(文範養子)

敦忠(九一四～九八九)

文範(九〇九～九九六)

邦明(文範養子)

人康親王 女

邦明(文範養子)

「為文範子子孫有之」と記されている。第二編「文範」条に記された「典雅」の注記には「證覧者大納言扶幹子也」と記されており混乱がある。また第一編「扶幹」条の女子の左脇下に「為文範子子孫見彼部」と記されている。このあたりには混乱が見られる。また文範の父・元名は村相、扶幹という親子の娘と結婚しそれぞれ男子を成している。此の両家は、大変親密な関係にあり、婚姻関係が入り組んでいるのである。何れにしても文範の母のいどこか甥に当り、文範が自分の子として育てたのである（系図II参照）。

二番目に記されているのが、従四位下常陸介右馬頭右近少将の為信である。彼は越前守正茂の娘と文範との間に生まれた実子である。正茂は扶幹の姉妹・村相の娘と結婚し「文理」が生まれている。この「為信」の子に正五下備後守・筑後守で、母が従五下宮道忠用女とする「理明」が記されている。彼に次いで母の注記のない「理方」が記されている。文範の七番目に記された「理方」と同一人物であろう。理方の母は左衛門内侍とされるので、この為信の男とすれば、理明とは腹違いと思われる（系図I参照）。

最初に記されているのが、正四位下備中守為雅で、為信の同腹の兄に当たる。備中守は永延二年（九八八）に中納言を辞退する際に、その辞退替えに為雅の備中守を申任している（註六）。文範は父として、息子・為雅には都の太政官で働く内官ではなく、京を離れた地方で領国經營に勤しむ外官を申任し、受領としての文範の家という自家の将来進むべき方向性を指示したのである。文範は、中納言の名を捨てて、備中守・受領という実を取つたのである。

従三位民部卿藤原文範の官歴を追つて行くと、中々に大変な人物であることが判る。彼は、醍醐天皇の延喜九年（九

○九)に誕生し、朱雀天皇の天慶三年(九四〇)に三十二歳で昇殿が許される。同七年(九四四)五月には三十六歳で文章生に登第している。この間、藏人や式部少丞、大丞を務めていると思われる。その後、同八年(九四五)正月に三十七歳で従五位下に叙され三月には京に近い、摂津守に就任する。

五年後の、村上天皇の天暦四年(九五〇)正月に四十二歳で、従五位上に叙せられると、同年七月に右衛門権佐に任せられ、村上天皇の近臣としてその地位を上げて行く。文章生に合格したその能力を評価されての任用であろう。特に、天暦六年(九五一)以降、弁官として重用されて行く。正月の除目で初めて左少弁に任せられて以降、同八年(九五四)には、右中弁に転じ、翌九年(九五五)には左中弁と、一歩づつその地位を固めている。村上天皇の強い信頼を得ていたのであろう、五十歳の天徳二年(九五八)閏七月には天皇や中宮等の内証を管理する内蔵頭を兼任する。その二年後、天徳四年(九六〇)正月の除目で美作権守に兼任し、五年後の応和四年(九六四)正月に美作権守に再度任せられているのを見ると、益々厚く信任されている様子が伺える。

この年の九月二十三日内裏の火災が発生し「累代珍寶多以焼失」(『日本紀略』)するという大火となる。十月七日には大納言藤原在衡を長とする内裏行事所が設置される。^(註七)文範は天皇の近臣として新造内裏の造営には大いに活躍したのであろう。翌應和元年(九六一)十二月に造宮行事の賞として、従四位上に叙せられている。文範は當時、左中弁に内蔵頭と美作権守を兼ねていた。新造内裏の造営には絶好のポジションにいたといえる。実際の采配は文範が振るつたのかかもしれない。

康保三年(九六六)五十八歳で右大弁に転じると十一月には、藏人頭に任せられ、参議一步手前の頭弁に引き上げられ

てはいる。翌康保四年(九六七)に五十九歳で、遅咲きではあるが参議に任せられる。村上天皇の信任が厚かつたのである。その後も円融天皇などの信頼も厚い。代が交代した冷泉天皇の康保五年(九六八)正月には備後権守を兼ね、二月には弁官としては最高の左大弁に昇格する。美作権守から引き続き備後権守を兼ねるということは、摂関家との信頼関係も良好でなければ、この様に厚遇されることは不可能ではないか。天禄二年(九七一)十二月十五日に権中納言に任せられ、弁官の職を離れるのである。

この間、冷泉天皇の康保四年十月には大蔵卿を兼ね、円融天皇の安和三年(九七〇)正月には民部卿に任せられる。この民部卿には文範は中納言を辞した後も引き続き就任し、薨去する一条天皇の長徳二年(九九六)まで、晩年の二十六年間その職にあるのである。文範を代表する終生の官職となるのである。民部卿の主な仕事は、国庫の収入確保と、地方の行政である。現代の財務省と総務省を兼ねた様な大変に重要な任務をこなさなければならないのである。お飾りでは無理な重責である。文範は民部卿として円融天皇の御代の経済的基盤・土台を支えたのである。であるからこそ、天禄二年十二月に從三位権中納言に引き上げられ、翌三年に中納言に昇進。貞元二年(九七七)八月、前年の火災で消失した内裏の造宮別当・責任者として加階に預かり、正三位に叙されるのである。この時は、後述するが同腹の弟・国章も協力し、一族を挙げて内裏の再建に励んでいる。文範の一族には造宮を差配する能力と、費用の一端を担う経済的基盤が既に備わっていたのである。

文範は朱雀天皇の時に文章生に合格し、その後文章生としてのその能力を活かし、村上天皇の御代は弁官として活躍し、その寵臣となつてゆく。特にこの頃から主に受領としての任務や、国庫収入に係る仕事に自分の力を傾注して

いつたと考えられる。その辺りのことは、『九曆』や『江談抄』の逸話によつて伺うことができる。

それが内蔵頭や大蔵卿、あるいは終生の職となつた民部卿の仕事には大いに生き、天皇や摂関家の人々からの厚い信頼を得るために役立つたのではないか。兼家が政権を担つた一条天皇の、寛和二年(九八六)七月には臨時の叙位が行われ、七十八歳の高齢にも関わらず従二位に昇叙しているのである。この叙位の喜びに預かれたのも、摂関家の当主の信頼を勝ち得ていた証左であろう。

二、従二位民部卿・藤原文範の家

民部卿藤原文範の父は入道参議正四位下元名。母は大納言藤原扶幹の娘である。祖父は参議従三位清経。祖母は従三位栄子ある。参議清経は中納言長良の六男で、総継の娘・乙春を母とする。昭宣公・基経とは同腹であり、その末弟に当たる。大変な名家の出とも言えるが傍流である。

元名の二男・文範は五人兄弟である。それぞれ母を異にする君章また、母の不明な條章、それに四男で同腹の弟・國章がいる。『尊卑文脈』の記載順に依れば、長男は君章と思われる。彼は従五位下に至り、遠江守を務めている。その母は、従五位上駿河守・村相の娘であり、文範の叔母に当たる。文範の次ぎに記されているのは條章であるが、彼には肩書も母の記載も何も記されていない。父・元名の結婚は、先ず受領の村相の娘の元に通い君章を儲け、次いでその兄・扶幹の娘との間に文範や國章を儲けたのである。

(註九)

條章の次ぎに記されているのが、四男で文範の同腹の弟になる國章である。國章は円融天皇の貞元二年(九七七)正月七日に、従三位に叙され公卿の末席に座る。この時、國章は太宰大貳であり、引き続きその任に当つている。この昇叙は八省院の廊を造つた成功である。國章は參議には任せられないが、この後天元五年(九八一)三月五日に、皇后宮権大夫に任せられ、関白太政大臣頼忠の娘、皇后遵子に仕える宮司の権大夫に任命される。^(註十) 國章はその後寛和元年(九八五)六月に死去するまでその職に留まるのである。この年、兄文範は七十七歳であり、國章も七十歳前後か、かなりの高齢であつたと思われる。國章が従三位の公卿の位置に列することのできたのは、八省院の成功である。実は前年の、貞元元年(九七六)六月十八日の大地震で多くの建物が破損・転倒している。その中にはこの八省院も含まれていたのである。^(註十一) またこの年の八月一日には、兄の文範が「造宮別當賞」として正三位に叙されている。兄が地震復興のための長官を務め、其の弟が復興造宮資金の一部を負担し、兄の職責を支えているのである。

この様な点から、この一族は大変な財力を擁していた事が推測される。また、円融天皇の治世の末期、関白頼忠の娘・遵子と右大臣兼家の娘・詮子の立后争いが激化していた。円融天皇の治世の後半を支えた関白太政大臣頼忠と、円融天皇の唯一人の皇子・懷仁親王を擁した右大臣兼家の軋轢の中、極度の緊張とある種の興奮が渦巻いていたであろう。そのような中、皇子の生まれない皇后遵子の宮司の次官、実質的にはその長官を引き受けているのである。極度のストレスに曝された激職ではなかつたか。公卿の中の最長老とその弟とはいえ、大変な胆力がなければ引き受けられない。なかなかの人物である。

最後の五番目に記されているのが、五男・異腹弟の知章である。知章の母は左中将源英明と記されており、宇多天

皇の曾孫に当たると共に、北野天神と畏れられた菅原道真の曾孫に当たるのである。知章は大変な母を持つたのである。近江・加賀・筑前並びに伊与権守という、四ヶ国の国司を歴任したと記してあり、地方官・受領としてはかなり有能であつたと思われる。また、春宮亮とあるが、誰に仕えたのかは判らない。摂関家中での権力闘争が益々激化していた時代である。春宮亮等という地位は、摂関家中でその家の消長を賭けた剥き出しの権力争いの中で、素手で直接、火中の栗を拾うのと同義なのではないか。兄たちと同様、びくともしない財力と、並々ならぬ胆力、それに外官としての実力があつたのではないか。知章は父元名と同じく、正四位下に昇つており、受領としてはかなりな高位に至つた。このことは知章が単に受領として有能であつたばかりではなく、かなりの長寿であつたことも伺わせるのである。でなければ公卿一步手前の、正四位下に昇る事は不可能ではなかつたか。

また娘の婿には、当時大納言であつた實頼の長男の敦敏を迎えていた。敦敏は時の関白・忠平の孫で、實頼はその長男である。此の婿入りは、元名の方が切望し万全の準備を整えていたと考えられる。元名の家で敦敏に対する經濟的支援・後見を約束したのではなかろうか。またそれだけの経済力を持つてもいた。元名は既にその頃までに、二十歳で兵庫助、という外官に任官して以降、能登守、備後守、伊興守という四ヶ国もの国司を務めており、その内証は大変豊かであつたと推測される。摂関家の嫡男を婿取つてもびくともしない経済力を有していたと思われる。更に、敦敏を婿に迎えるということは、若き日の忠平が、父清経に示してくれた、參議を譲るという温情に対する、恩返しの意味もあつたのではないか。^(註十二) 加えて、祖父忠平にしろ、此の婿入りは異存がなかつた、というより積極的に話しせ進めたのではないのだろうか。賛成であつたろう。そんな状況で、婿入りは挙行されたと思われるのである。そ

の意味では祝福された結婚であつたろう。

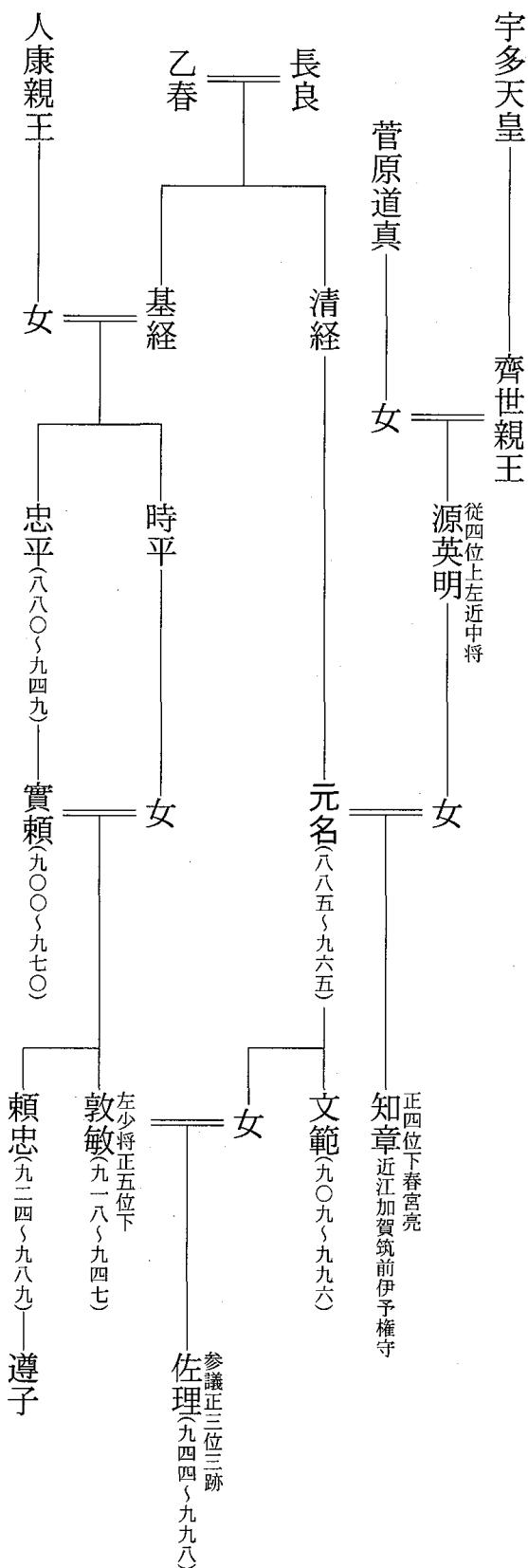
何故ならば、その後の元名に対する国司への任官は、大変手厚いものがあるのである。五十二歳の承平六年(九三六)には大和守に任せられて以降、ほとんど間を置かずに天慶五年(九四二)には美乃權守に任せられている。その後も丹波守、山城守、七十歳で大宰大貳に任命されるのである。これは摂政関白であつた忠平からの、そしてまた実頼からの、敦敏を婿取つた元名に対する給付・後見の支度料ではなかつたか。加えて誕生した佐理の養育費ではなかつたのか。

元名はこのころ都に近い大和守か、美乃權守を務めており、位は正五位下か従四位下といつたところである。摂関家の直系の相続者を約束されたいたであろう、敦敏の後見をするには、都に近い方が何かと便利であろう。二人の間には、天慶七年(九四四)に佐理が誕生している。だがしかし、元名や忠平を初めとする周囲の摂関家の大人達の期待も空しく、敦敏は天暦元年(九四七)十一月に三十歳の若さでこの世を去るのである。四歳で取り残された佐理は、しばらくは元名の元で大切に育てられたであろう。

佐理は天元元年(九七八)に参議、永觀二年(九八四)には従三位、正暦三年(九九二)正三位に至る。此の間正暦二年(九九一)正月二十七日に参議を辞し大宰大貳に就任している。前日の二十六日には、伊周が十八歳で参議に任官している。摂政道隆の息子に参議の席を譲つたのである。兼家譲りのいくら強引な道隆であつても、参議の席を突然増やす訳にはいくまい。誰かが参議の席をあけてくれれば、これほど都合の良いことはないのである。これは永延二年(九八八)に摂政兼家の息子・道長に中納言の席を譲つた伯父・文範の生き方そのものではないか。佐理は三十五歳離れた文範の生き方を踏襲したのである。その書が三跡と貴ばれた事は著名である。

親子程年の離れた妹の息子・四歳で摂関家の嫡流である父を亡くした佐理を引取り、父親の代わりをし、彼を慈しみ育て教育を施したのは文範かも知れない。文範は若き日、文章生に合格しているのである。この学力があれば先生としては打つて付けであろう。であるからこそ佐理は育ての親で、師でもあつた文範の生き方を踏襲したのではない。安和二年(九六九)に佐理が右中弁・左中弁に任せられた時の弁官局の長官左大弁は六十一歳の参議文範であった。また翌三年(九七〇)四月には内蔵頭を兼ねるが、内蔵頭は文範が天徳二年(九五八)から康保四年(九六八)参議に任せられるまでずっと兼任しているのである。これらは文範の配慮が強く感じる補任ではないか。不明な点は全て伯父文範に聞く事ができ、またその指導を仰げるのである。また三跡としてその書が貴ばれたり、学力を必要とされる弁官に任せられるなど、佐理はなかなか良くなれていたのである(系図III参照)。

(系図III)



いざれにしろ、文範の兄弟の多くは、外官・国司を務めており、この一族は有能で、地方の行政に明るかつたことを伺わせる。併せて大変な財力と胆力を、蓄え有していた事も伺わせるのである。文範の家は摂関家と同様、中納言長良の子孫ではある。だが、あくまでもその傍流であつたことが幸いして、直接その権力争いに巻こまれることはなかつた。時の権力者達からは比較的当距離を保ちうる立場にいたのではないか。その点で摂関家の人々から信頼されていたのかも知れない。

元名は、仁和元年(八八五)に誕生し、延喜五年(九〇五)二月、二十一歳で兵庫助に任官する。その後同二十一年(九二一)八月には、三十七歳で能登守。延長五年(九二七)正月には備後守。承平二年(九三二)四十八歳で正月には伊與守。同六年(九三六)八月には大和守。天慶五年(九四一)三月には美乃權守、同十年(九四七)二月には丹波守。天暦七年(九五三)正月には山城守、同八年(九五四)三月には七十歳で大宰大貳。天徳二年(九五八)閏七月二十八日に七十四歳で遂に大貳を兼ねたまま参議に任命されるのである。その間、後陽成院御給により延喜十四年(九一四)に三十歳で從五位下に叙せられ、延長年三月には治国の賞に預かり四十三歳で從五位上、同七年(九三七)正月に五十三歳で正五位下、天慶四年(九四一)正月に五十七歳で從四位下、天暦六年(九五一)正月に六十八歳で從四位上に至る。從四位上参議、これが父・元名の極位・極官となるのである。

二十一歳で兵庫助に任官してから、七十歳で大宰大貳に任官するまで、五十年間に九ヶ国に上る国々の外官を務めているのである。この間に内官として任せられたのは、延喜十七(九一七)年九月の玄蕃頭と天暦六年(九五一)正月の民

部大輔のみである。その後、天徳三年(九五九)に大貳を罷めるが、翌四年(九六〇)正月には讃岐守、同九月には宮内卿をそれぞれ兼帶し、八十歳の康保元年(九六四)二月に致仕し、翌年の四月に没するのである。この経歴から伺える元名の姿は、地方を治め、国庫を支える税を収納する受領としては手放せない、大変な能吏であろうとおもわれる。加えて長良の孫でもあり、基經を伯父とする大変な名家の出である。であるからこそ、醍醐天皇の御代から村上天皇の御代の殆どを、途切れ目なく国司として過ごせたのではないかろうか。更に長寿を保つたお陰か、晩年は外官の功臣・老臣として参議の席に上るなどの榮に浴したのであろう。当然時の摂関家の支持が厚かつたともいえるのである。

その晩年に任せられた民部大輔も国司としての豊富な経験が買われた結果であろう。民部省は地方を掌握し、国家財政・税収の確保を計る大切な部門である。元名は名家の出でありながら、内官の道を進まなかつた。その生涯のほとんどを外官として地方行政に捧げ、醍醐・朱雀・村上の三代の国家財政を支えた能吏・功臣といつて良いのである。

更に受領として多くの国々を治めれば、当然付随して大変な財産を築くことにもなる。単なる金銭的・現物としての財産ばかりでない。受領としての経験は、その家の伝統となり、家職としてその子孫に意識され、受け継がれて行くものであろう。この経験の蓄積は誰にでもできるものではないのである。また文範を初めとする元名の子供達も、この父の経験を十分活かす事のできる能力と寿命を保つたのである。五人の男子の内、経歴などの不明な條章以外、全て五位以上に叙され、受領に任官し、一人が公卿に至るという結果を得る事となつたのである。

祖父清経は、仁明天皇の承和十三年(八四六)に中納言長良の六男として誕生する。母は、摂政関白・太政大臣基經と

同母、総繼の娘・乙春である。乙春と光孝天皇の母・沢子は姉妹であり、大変な名家の出である。但し彼は兄基経の如く位人臣を極めることはなく、従三位参議でその生涯を閉じる。

清和天皇の貞觀八年(八六六)に二十一歳で、初めて右衛門少尉に任せられその後、同十一年(八六九)に二十四歳の正月七日の叙位で従五位下に叙されると、直ちに二月十一日には春宮大進として高子の腹になる、貞明親王に仕えることとなる。陽成天皇の即位とともに、貞觀十八年(八七六)三十一歳で右權少将に任せられ、翌十九年(八七七)には従五上、左權少将に転じている。この頃兄基経は既に摂政として、何年もの経験を有していた。基経の政権下では、位の方は、仁和二年(八八六)に四十歳で、参議一歩手前の従四位下まで引き上げてもらうが、官職の方はとすると、元慶五年(八八一)に三十六歳で左少将に転じるが、左少将止まりである。兄の政権下では、はかばかしい官職には恵まれず、参議の席は遠かつた。名家の出にしては出世は遅い。但しその反面、少将に数多くの外官を兼任し、播磨介、兼備中守、讚岐介と手厚い給付がされている。従四位に叙されて左少将を離れるが、散位となつた翌仁和三年(八八七)二月には周防權守に補されるなど地方官としての実績を積み上げている。

基経の薨去後、寛平三年(八九一)四月には右中将に任せられ、同五年(八九三)二月に四十八歳で左中将に転じ、醍醐天皇の昌泰二年(九〇〇)二月に五十五歳で待望の参議に任せられるまで左中将の席にあつた。この中将の間、寛平四年(八九二)に伊世權守、寛平六年(八九四)には従四位上と位を一つ上げ、九年(八九七)に備中守と、国司の兼官はほぼ切目がないのである。更にこの年五月には皇太后宮大夫を、醍醐天皇即位後の十二月には右兵衛督を兼帶し、昌泰三年二月に、二十一歳の甥・忠平から正月に就任したばかりの参議の職を譲られて、参議に補されるのである。忠平の譲

りがなければ、参議任官はもつと遅れていたであろう。年を取つての参議任官である。その喜びは大きかつたのではないか。

参議任官後も、昌泰四年(九〇一)に播磨權守、延喜三年(九〇三)播磨守と一年延任され、同七年(九〇七)再び播磨權守と、播磨の国司の任命以降延任や再任が繰り返され、その経済的優遇は莫大なものに上つていた。その後も、同九年(九〇九)には備前權守、翌年は甥仲平が備前權守に任せられその地位を離れるが、同十四年(九一四)には贖う様に讃岐守に任せられている。延喜十五年(九一五)正月の叙位で、從三位のぼり、五月に七十歳で、参議に右衛門督と讃岐守を兼任したまま薨去するのである。太政官での地位は参議に留まるが、国司への任官や兼任が引きも切らず、その経済的効果は計りしきれないものがあろう。邸内に倉庫が林立したのではないかと思われる。

兄基経やその子供達と、摂政関白の地位を争うのではなく、兄基経やその子供達の政権を支える受領・外官の道を選択したと考えられる。であるからこそ忠平が参議の席を譲つてくれたのであろう。富家・富豪の道を選択したのである。この清経の生き方は、この一族の結束した生き方の規範となつたのである。であるからこそ忠平はその直系の孫・敦敏を婿として元名に預けたのではないか。

三、『大鏡』に描かれた藤原文範

『栄花物語』の中では何も触れられてはいないが、『大鏡』上「左大臣時平」伝には文範その人に関する興味ある工

ピソードが記されている。播磨守の文範は、左大臣時平の三男である枇杷中納言敦忠の家司であつた。敦忠卿が生前に、愛妻であつた玄上の宰相の娘に予言した如く、敦忠亡き後未亡人となつた玄上の娘は、敦忠の家司・使用人であつた文範と結婚したというのである。更にまた、この玄上の娘は敦忠卿と結婚する前は、文献彦太子・保明親王の妃であつたというのである。この記事は、北野天神・菅原道真と、敦忠卿など時平の一族の短命を語つた記事の一部として記される。

敦忠はその愛妻に向かつて、実につまらぬ予言をしたものである。敦忠の予言がなければ、元妃という貴人であつた妻・玄上の宰相の娘は、その家の使用人であり、また播磨守等という受領層の文範などという階級の下の・下衆な男と再婚などはしなかつたといいたいのではないか。別な見方をすれば、皇太子妃の玄上の宰相の娘は、文献彦太子の未亡人となり、次いで摂関家の子息である敦忠卿と再婚したものの、また未亡人となり、最後は敦忠卿の家司である受領の播磨守・文範と再婚したという、落魄し身を落として行く女を描く奇譚となつてもいるのである。

先坊にみやす所まいりたまふ事、本院のはうせ給にき。中將のみやす所ときこえし、のちは重明の式部卿親王の北方にて、齋宮女御の御母にて、そもそもせ給にき。いとやさしくおはせし。先坊を戀かなしひたてまつり給、大輔なむゆめにみたてまつりたるときゝて、よみてをくりたまへる、ときのまもなぐさめつらん君はさは、ゆめにだにみぬわれぞかなしき」。

御返事、大輔、

「ひしさのなぐさむべくもあらざりき、夢のうちにもゆめとみしかば」。

いま一人のみやす所は玄上の宰相の女にや。その後朝の使、敦忠中納言、少將にて、し給ける。宮うせ給てのち、この中納言にはあひたまへるを、かぎりなくおもひながら、いかゞみたまひけん、文範の民部卿の、はりまのかみにてとのゝの家司にてさぶらはるゝを、「われはいのちみじかきそなり。かならずしなんす。そのゝち、きみは文範にぞあひたまはん」とのたまひけるを、「あるまじき事」といらへたまひければ、「あまがけりてもみむ。よにたがへたまはじ」などのたまひけるが、まことにさてありますがるぞかし。

即ちこの話しへ、若くして没した醍醐天皇の皇太子・保明親王の、親王没後の妃たちの行く末を記している記事の一部でもあるのである。皇太子の妃の一人であつた玄上の宰相の女は、少将の時に後朝の使いをした左大臣の息子・敦忠と結ばれる。結婚後何かの折りに、敦忠が自分の一族は短命であり、あなたは自分の死後必ず文範と再婚するだろうと、愛妻の嫌がる不吉な予言をしてしまう。これがピタリと当たるのである。

此の辺りの人々の官職は錯誤が多い。保明親王は、延喜二十三年(九二三)三月二十一日に二十一歳の若さで薨去しており、当時十八歳であつた敦忠は延喜二十三年正月に、侍従に補されたばかりであつた。敦忠が少将に任せられたのは、八年後の朱雀天皇の延長九年(九三一)三月である。「少将」の敦忠が「後朝の使」をしたということはありえない。

ただし敦忠は左大臣の子息であり、蔭位の榮に浴し延喜二十一年(九二一)には十六歳で、従五位下に叙されている。また、時平の長女・仁善子は、皇太子・保明親王の妃であり、二人の間には延喜二十一年誕生の慶頼王と、熙子女王という二人の子供に恵まれいる。この仁善子は、敦忠の姉に当たるのではなかろうか。保明親王にとつては義弟の、

『大鏡』上「左大臣時平」（本文は岩波書店・日本古典文学大系による）

まだしかるべき官職に就いていない散位の時代や侍従に補された頃の敦忠は、内密な使いや、気軽な使い走りとして使うには最適の人物であつたろう。若い敦忠は姉の目を掠めて「後朝の使」という、姉から叱責を受けるであろう使いを受けたのかもしれない。敦忠は承平四年(九三四)十二月には中将に転じてるので、この少将の時に後朝の使いをしたのではなく、少将の任官中に玄上の娘と結婚したのかも知れない。更に想像を逞しくすれば、この二人の出会いを画策したのは、敦忠かもしれない。敦忠は自分の気に掛っていた娘を、何かの折りに保明親王紹介したのではないか。これ等は若氣の至りと言えるような悪戯であろう。

また文範はその生涯に摂津守や美作権守(再任)、備後権守と少なくとも四度の国司を勤めているが、播磨守であつたことはない。但し敦忠が播磨守であつたことはある。それは承平六年(九三六)正月以降のことであり、天慶二年(九三九)八月に参議に昇進したときも、左權中将と播磨守は兼帶しているのである。さらに、文範が外官である国司となるのは、承平八年(九四六)の摂津守に任せられたのが初見である。これは、承平六年(九四三)に三十八歳で没した敦忠以後のことであり、敦忠の家司の間に何処かの国司に任せられたことも見当らない(表II参照・『公卿補任』『尊卑文脈』『日本紀略』による)。

年	月	日	保明親王	敦忠	文範
延喜廿一年(九二一)	正月廿五日		従五下	(一六)	(一三)
延喜廿三年(九二三)	正月十二日		侍従	(一八)	(一五)
三月廿一日	薨去(一一)				

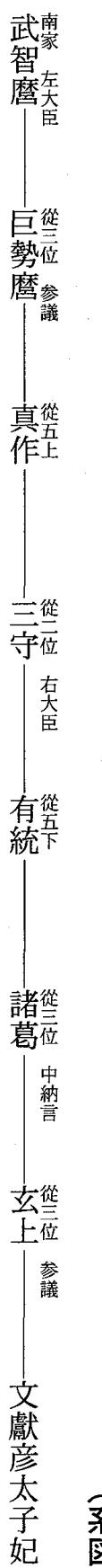
(表 II)

延長九年（九三一）	三月十三日	左近權少將 （二六）	（一一三）
承平四年（九三四）	正月十二日	藏人頭 （二九）	（一一六）
承平六年（九三六）	正月廿九日	左近權中將	
天慶二年（九三九）	八月廿七日	兼播磨守 （三一）	
天慶三年（九四〇）	六月	參議 <small>左權中將播磨守如元</small> （三四）	
四年（九四一）	三月廿八日	昇殿	（一一一）
	四月十二日		
	十二月十八日		
五年（九四二）	三月廿九日	藏人	
六年（九四三）	三月七日	兼近江權守	
七年（九四四）	五月	叙從三位	
八年（九四五）	正月七日	任權中納言 <small>（中將勞）</small> 卒 <small>號枇杷中納言</small> （三八）	
天徳四年（九六〇）	三月廿八日	文章生 <small>（？）</small> 文	（三六）
應和四年（九六四）	正月廿四日	從五下	（三七）
康保四年（九六七）	正月廿日	攝津守	
康保五年（九六八）	正月十三日	兼美作權守 任三木 <small>（辨如元）</small> （五九） 兼備後權守 （六〇）	

『大鏡』のここでは記してはいないが、文範は八十八歳までという、当時としては大変な長寿を保つた。そして家司という貴人の家政を預かるという、臣下・家臣の出ながら、民部卿・中納言という顕官に至つたのである。これも

短命であつた時平一族との対照の妙を描いているのかも知れない。

あるいは、別な見方・玄上の娘に焦点を当てれば、次ぎのように考えられるかもしれない。玄上の娘は皇太子・保明親王の妃になるべきではなかつたのではないか。藤原玄上の娘は皇太子妃として相応しい、摂関家や源氏の姫君という高貴な家柄の出ではない。玄上の家は、南家武智麿を祖とする家であり、曾祖父・三守は従二位右大臣に至るが、玄上の極官が参議という、将来の天皇の妃としては、少し身分の低い家柄の娘なのである。加えて、玄上の娘が皇太子妃となつたころの父・玄上は、還暦を過ぎていたのではないか。所謂、彼女はねびた老人の娘なのである。延喜十九年(九一九)に参議に任せられた玄上の年齢は、齊衡三年(八五六)の誕生とすれば既に六十四歳という、かなりの高齢・老人なのである。皇太子妃の条件としては、これもあまりよい評価ではあるまい。(系図IV 参照)



(系図IV)

『大鏡』が記された時代にあつては、玄上が自分の娘を皇太子妃などに奉ると等という事は、御門違いの出来事だつたのではないか。本来であれば、掌侍あるいは典侍として、後宮に仕えるべき身分の出と考えられていたのではないか。それがいきなりの皇太子妃である。そして未亡人となつてしまつたのである。そうすればその結末は、言わざもがなのことであろう。再婚を繰返しその最後は、受領層の出身で抜群の経済力は持つていたであろうが、摂関家の子息の使用人・家司から出発している男に拾われたのである。左大弁・民部卿に至つた男ではあるが、身分の低

い文範と再婚したのも、当然の結果でもあつたと、『大鏡』の作者が考えていたのではないか。高望みをし皇太子妃とは成つてみたもの、皇太子の死後尾羽根をうち枯らし、経済的には豊かであるが受領層の出身という身分の低い、年を食つたねびた男と再婚した話なのである。

一方玄上の娘が皇太子妃として東宮に上つた、醍醐天皇の時代に視点を当てれば、望まれて妃を出すことは当然であつたかもしない。玄上の祖先で家運を盛り返えさせ、従二位右大臣に至つた曾祖父・三守は、後宮に仕えた女性たちと深い関係にあつたのである。『尊卑文脈』有統条によれば、玄上の祖父・有統の母は「典侍従三位安子」と記されている。また有統の弟・仲統母は「従四位下友子」であり、友子も後宮に仕えた女官であろう。曾祖父・三守は後宮の二人の女官たちとの間に、それぞれ息子を設けているのである。そして右大臣に至り、従二位に登つたのである。また玄上の父・諸葛の母は、『公卿補任』によれば「母修理大夫従四位下橘永繼女(従五下小數)」、『尊卑文脈』によれば「従四下數子」とあり、何れにしても掌侍あるいは典侍として、後宮に仕えたであろう、後宮の女官ではなかつたか。玄上の家は後宮の女官たちと密接な関係を持つていたと思われる。この様な点から考えると、玄上の家は、代々の母親達の伝を頼つて皇太子妃をと望まれたのかもしれない。醍醐天皇の御代にあつては当然であつても、『大鏡』の描かれた時代にはそうではなくなつていたのではないか。後宮に妃を奉る家柄ではなく、後宮に仕える女官を出す家柄と認識されていたのではないか。

民部卿・文範のその後は、美作権守・備後権守といった国司に任命されているが、天德二年に(九五八)に任せられた内蔵頭や、天暦六年(九五二)に左少弁に補任されて以降、天禄二年(九七一)十一月に六十三歳で中納言に任命され左大

弁の職を去るまで、弁官を長く務めており、こちらの方が本務であり、この二ヶ国の国司の方は遙任であろう。文範と玄上の娘との結婚で、受領という点が強く意識されたとすれば、天慶八年(九四五)三月以降の摂津守の時代ではなかろうか。男女共に四十代前後での再婚であろう、夫婦共に晩年になつてからの再結といえる。文範の父・元名の母も「従三位栄子」と記されているところからすれば、後宮に仕えた女官ではなかろうか。とすれば、文範と玄上の娘の再婚は家柄も年齢も、ちょうど釣り合つていると考えられよう。

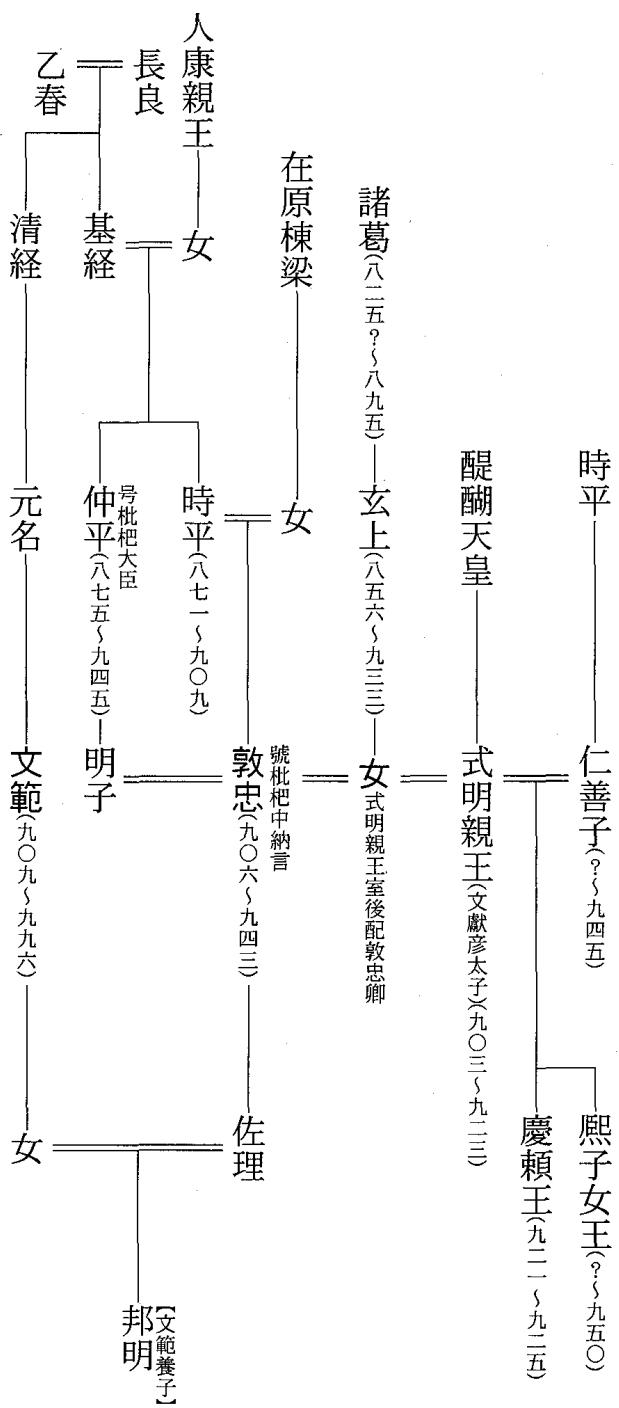
ところが『大鏡』の描かれた時代になると、大いに様子が異なつていたのである。家柄を無視し皇太子妃となつた女が、皇太子と死別。その後も短命な一族の本院の左大臣時平の息子と再婚したもの、またまた死別。最後は家柄も年齢も釣り合つた受領と再婚した。玄上の娘は何歳まで長寿を保つたか判らないが、文範は八十八歳の長寿を保つたのである。この様な出来事は、当時の人々にとつては、格好の噂ばなしの種になつていたのではないか。高望みをしそぎ、晩年は零落してゆく女の話として。

また『大鏡』の作者の民部卿文範に対するイメージも、良いとはいえない。主人敦忠の軽率で不用意な発言のお陰で、とんだ拾い物をしたのである。家司でありながらその主家の主の没後、家司との結婚などありえないと否定していたその未亡人と再婚した人物である。主人の死後とはいえ、結果としてその妻を盗んでいるのである。受領層出身の世事に通じた、そして中納言にまで出世した、老猾な人物といった点ではなかろうか。

文範と敦忠の関係はもっと濃密であり深いものがある。文範は敦忠の息子を婿取り、その娘が生んだ子・邦明を養子として養っているのである。主家に対し晩年まで忠節を尽くした律儀な古臭い男だつたのではなかろうか。また、

敦忠にしても文範にしても、その曾祖父は中納言長良であり、それぞれの祖父・基經と清経は「はらから」・同腹の兄弟である。同族としての意識・絆は、非常に強かつたと思われる。昌泰三年(九〇〇)に文範の祖父・清経が五十五歳で参議に任官できたのは、二十一歳の甥・忠平の参議任官の辞退・譲りによるものである。そしてその時の筆頭の大臣は、二十九歳の左大臣時平であった。清経は当然この時平・忠平という二人の甥を、生涯の徳としたのではないか。であるからこそ祖父の受けた恩を感じ、文範は時平の三男・敦忠に忠節を尽くしたのではないか。そのように考えると、敦忠は天神を畏れ、宿命としての自分の早逝を信じ、残されるであろう愛妻や、若い息子・佐理の後事を、同族の信頼の置ける家司・文範に託したのがこの様に語られたのかもしれない(系図V 参照)。

(系図V)



四、永頼の婿達と、文範の孫・中清

山井三位・永頼が娘の婿に選んだ人々は、次のような人物である。その一人は時の摂政藤原兼家が自分の養子として、道隆から切り離して育てていた、道隆の長男・道頼である。その婿取りが行われたのは、『栄花物語』の卷第三の〔十八〕節に描かれている。卷第三の〔二十一〕節からは、「かくて永延二年になりぬれば」と年が代わっているので、道頼の結婚は、永延元年(九八七)のころであろう。

大殿の大納言殿の、大姫君、こひめ君、いみじくかしづきたて、内、東宮にとおぼし心ぎしたり。

この大千代君は、国國あまた知りたる人の、山の井といふ所に住むが、女多かるが婿になり給ひぬ。三・四の宮をばさらにも聞えさせ給はず、大殿、この君をいみじく思ひきこえさせ給へり。

(卷第三「さまざまのよろこび」—〔一八〕節・一一三五〇頁〔本文は角川書店『栄花物語全注釈』による〕)

と、大千代君・道頼を、祖父の摂政兼家が寵愛していたことが描かれている。道頼は天禄二年(九七一)に誕生しているので、この時十七歳である(系図VI参照)。

(系図VI)



同じく兼家の孫にあたる摂政太政大臣・頼通の手がつき、永頼の四女が妻子ともに死亡するのは、『小右記』によれば長和四年(一〇一五)十一月十七日のことである。この辺りのことは、『采花物語』の卷第十二に詳しく記されている(系図VII参照)。

(系図VII)



また、小一条左大臣・師尹の孫、大納言・濟時の息子、通任を婿に迎えている。通任との間には、永頼の亡くなる前年の寛弘六年(一〇〇九)に、師成が誕生している。いつごろ通任を婿に迎えたのかは判らないが、天延元年(九七三)か二年に誕生した通任の年を考えると、大納言・濟時の没する長徳元年(九九五)以前、正暦元年(九九〇)以降のことかも思われるが、よく判らない(系図VIII参照)。

(系図VIII)



では、文範の孫、爲雅の子・中清を婿に迎えたのはいつごろか。一代、約三十年と計算すれば、範永の誕生は長保元年(九九九)頃となろう。だが、範永が『御堂闕白記』に、六位の藏人として登場するのは、長和五年(一〇一六)十一月二十五日のことであり、この日に藏人に補されている。(註十三) 範永の誕生を長保元年(九九九)頃とすれば、当時十八歳とな

り、それは考へられない。文範が藏人に任ぜられたのは、三十二歳の天慶四年(九四一)四月十二日のことである。^(註十四)少し遡るが、南家・武智麿の子孫で、從三位参議にまで至つた玄上も藏人になれたのは、三十二歳の仁和四年(八八八)十二月十五日のことである。^(註十五)また、同年代の、受領から公卿の位にまで昇進した、中納言山蔭の孫で参議に至つた守義が、文範と同じく文章生から藏人に任ぜられたのは、三十四歳の延長八年(九三〇)正月のことである。^(註十六)同じく山蔭の孫で参議に至つた安親が、藏人に任ぜられたのは、三十一歳の天暦七年(九五三)正月のことである。^(註十七)受領層出身の藤原氏で、この当時六位の藏人から從四位下・参議に至ることのできた人物は極僅かな例しかなく、二十代で六位の藏人に補されることはもつと数がしほられるのである。

その一人である藤原為輔は、豊前権守、因幡守、尾張守、丹波守、山城守、左京大夫、大和権守、紀伊権守、美乃権守、播磨権守、と十ヶ國の外官を勤め、三度の「治国」の賞に与つてゐる。外官として大変な能吏であつたといえよう。彼は從四位上で参議に至り、弁官としても右中弁から左大弁にまで上り詰め、勘解由長官や大宰權帥を歴任し中納言に至つた。藤原為輔は、延喜二十年(九二〇)生まれで、二十五歳の年・天慶八年(九四五)五月に、朱雀天皇の藏人所雜色から藏人に任ぜられた。^(註十八)但し彼は醍醐天皇の外戚である右大臣定方の孫にあたつており、単なる受領層の能吏というより、貴顯・貴種の出に当たるのではないか。であるからこそ摂閥家の子息ではなくても大切にされ、二十五歳で朱雀天皇の藏人所雜色から藏人に任ぜられたのであろう。その点では藤原為輔は例外であろう。

村上天皇の御代から一条天皇の御代まで、六位藏人を経て参議に至つた人物を『公卿補任』で拾つてみると「表I」の通りである。全員合わせても十二名という極僅かの人数である。その内、源氏と平氏が各二名、右大臣の長男が三

名の計七名を除けば、五名しか残らないのである。その内、大江齊光だけが村上天皇の御代に、二十三歳で六位の藏人に補された以外、全て三十代の前半なのである。

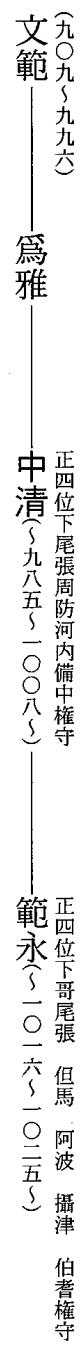
(表 I)

氏名	補任の年	年齢・摘要	参議登用年・年齢
大江維時	延喜二十一年(九二二)	三十三歳・文章得業生	天暦四年(九五〇) 六十三歳
藤原有相	延長八年(九三〇)	二十二歳・右大臣一男	天暦九年(九五五) 四十八歳
藤原文範	天慶四年(九四一)	三十二歳・文章生	康保四年(九六七) 五十九歳
藤原元輔	天慶六年(九四三)	二十七歳・右大臣一男	天禄三年(九七二) 五十七歳
藤原守義	延長八年(九三〇)	三十四歳・文章生	天禄三年(九七二) 七十七歳
源惟正	天暦九年(九五五)	二十六歳・文徳源氏	天延二年(九七四) 四十六歳
藤原為輔	天慶八年(九四五)	二十五歳・右大臣一男	天延三年(九七五) 五十六歳
大江齊光	天暦十一年(九五七)	天元四年(九八二) 四十八歳	
藤原安親	天暦七年(九五三)	二十三歳・文章得業生	
平惟仲	康保四年(九六七)	三十一年・中納言孫	寛和三年(九八七) 六十六歳
源扶義	貞元二年(九七七)	二十三歳・文章生	正暦三年(九九二) 四十九歳
平親信	天禄三年(九七二)	二十六歳・文章生左大臣四男	正暦五年(九九四) 四十四歳
		長保三年(一〇〇一)五十七歳	長保三年(一〇〇一)五十七歳

受領層出身であれば、能吏といえども三十歳を過ぎた頃に六位の藏人に任せられることがほぼ通例となつていたのではないか。その受領層の能吏であつたと思われる範永の藏人任官も三十歳を過ぎた頃とする方がより妥当であろう。長和五年(一〇一六)の任官から逆算すると、範永の誕生は少し幅を持たせて考えると次ぎのようになろう。それは遅く

ても一条天皇の永延元年(九八七)頃かそれ以前の、円融天皇の末年から花山天皇のころ、永觀元年(九八三)前後から寛和元年(九八五)の頃となろう。とすれば、山井三位・永頼が、文範の孫、爲雅の子・中清を婿に迎えたのは、永觀元年(九八三)の頃から永延元年(九八七)頃、円融天皇の末年頃から一条天皇治世の初期の頃と推定されるのではないか。少し幅は在るが、此の頃と考えて間違いあるまい。(系図IX参照)。

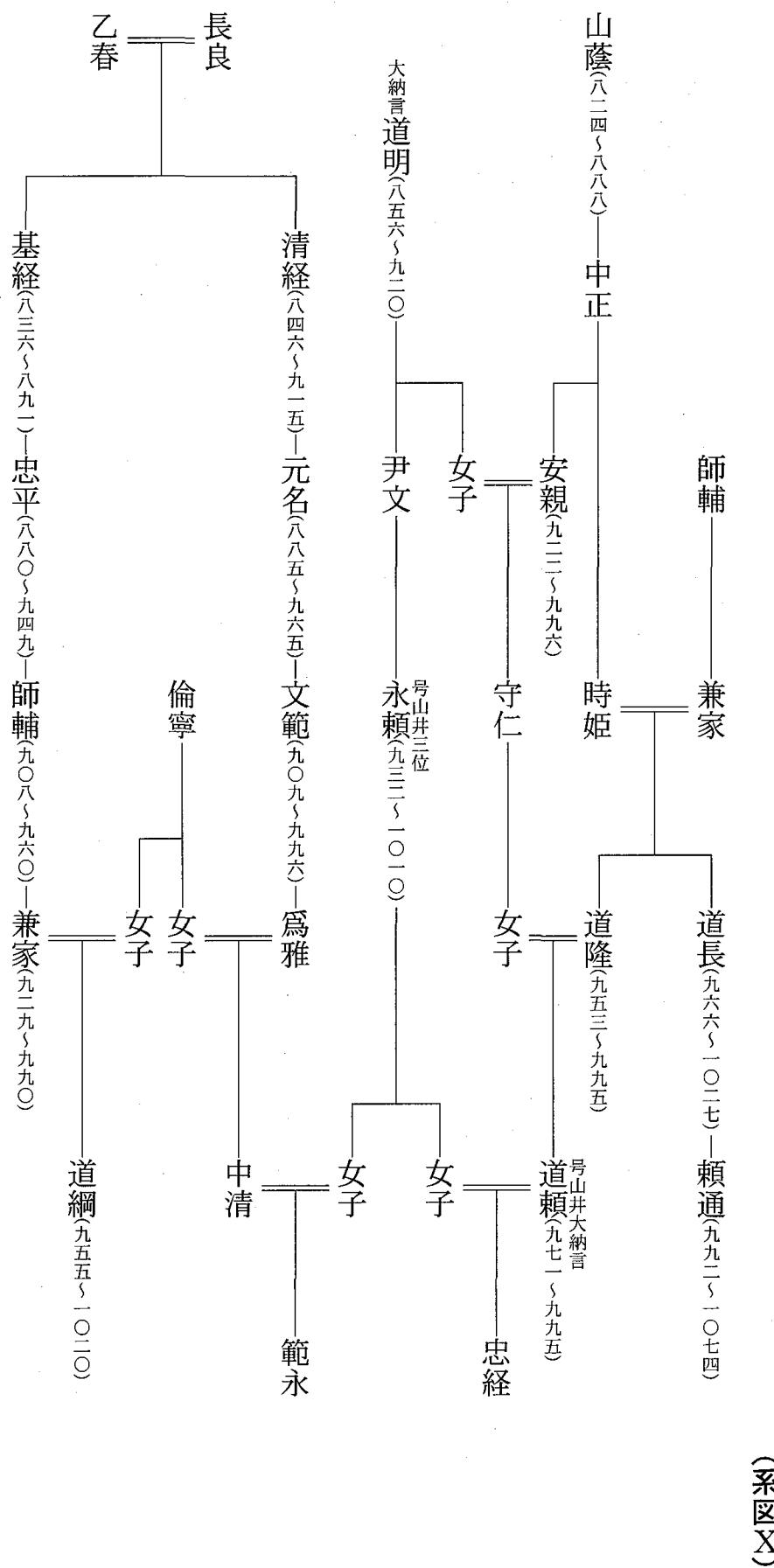
(系図IX)



とすれば、永頼が娘の婿に迎えた人物の順序は、まず文範の孫、爲雅の子・中清ではなかつたかと思われる。同じ受領層から公卿にまで昇進した文範の孫・中清を、早ければ永觀元年(九八三)のころ、円融天皇治世の晩年に婿取つたと考えられる。また永頼と爲雅はほぼ同年代かとも思われる。狭い平安京の中のことであるので、よく相手の家の状況も判つていたのではないだろうか。文範にしても、爲雅にとつても、中清が永頼の山の井に婿取られる件に關しては、依存がなかつたのではないだろうか。家柄もよく釣り合つていたのである。

次ぎに永頼が婿取つたのは、時の摂政兼家の孫・道頼ではないか。『栄花物語』によれば、永延元年(九八七)のころ、道頼十七歳の時である。道頼の母は、祖母・時姫の一族の出身である。また、道頼の外祖父・守仁は、時姫の甥であり、永頼の従兄弟にあたる。兼家は妻・時姫の一族と血縁関係の深いこの道頼を、自分の子として育てていたのである。とすればこの婿取りは、兼家の許可は比較的容易ではなかつたかと思われる。加えて、爲雅あるいは文範が絡んでい

る可能性もある。即ち、永頼の最初に婿取つたと思われる文範の孫・中清は、兼家の妾腹の右大将道綱の従兄弟にあたるのである。永頼が四人の娘の婿を考えた時、家柄も経済力もよく釣り合っていた爲雅の子・中清を婿として迎えたのである。この婿・中清の母は倫寧の娘であり、道綱の母と姉妹である。とすれば中清を通して、兼家と道頼のよ
り緊密な情報を得ていた可能性も否定できない（系図X参照）。



中納言民部卿文範の家は、為雅やその子中清の姻戚を見てゆくと、兼家と密接に結び付いているのである。為雅は、倫寧の娘を通して見れば、義理の兄弟になる。一方は摂関家を相続して行く。他方は受領として経済を支えて行くのである。又その子中清は、右大将道綱の従兄弟である。倫寧の家を通して互いに顔見知りではなかつたか。又中清の妻は、兼家が道隆から引き離して養子として育てた、道頼の妻と姉妹である。道隆は摂関家を相続して行けるが、その父道隆の愛情は、定子や伊周の方に移つてしまい、道頼の方にはなかつた。道隆と道頼並びにその母との関係は、兼家と道綱のとその母との関係に置き換えることができるるのである。父の愛情が移つてしまつた子を、祖父が面倒を見ているのである。その子はほぼ決して、政権を執る事はない状況に置かれていたのである。但し祖父・摂政の愛情は非常に深いものがあつたのである。永頼は摂政兼家の孫に当たり、自分の従兄弟にあたる守仁の孫でもある道頼を婿として迎え、その後見と成つて行つたのである。

文範の孫中清は、永頼の娘たちを通して、摂政兼家の孫・道頼と義兄弟と成つてゐるのである。そしてまた此の当たりの事情を、文範やその一族は、確りと観察していたのではないか。

結

従一位民部卿中納言・藤原文範と、道長の中納言任官は密接な関連がある。即ち、文範は一条天皇の永延二年(九八八)正月に、十八年の長きにわたり勤め上げた中納言を辞し、その替えとして息子・為雅の備中守の申任を行つてゐる。

これは多分驚きを持つて受け止められたのではないか。『公卿補任』の「文範」条の注記に「辭中納言男申任受領例」と記されているのである。村上天皇の御代から一条天皇の御代まで、四代の天皇に仕えてきた八十歳の大変な老臣である。文範にとつては、中納言の職より、息子為雅の備中守・受領任官の方がずっと重い価値を持つていたのである。これを受け、前年の永延元年九月二十日に従三位に叙せられたばかりの、三位殿・左京大夫の道長は参議を飛び越して權中納言に任官したのである。「道長」条の注記には「文範卿辭替」と明記されている。

道長の父兼家は、寛和二年(九八六)六月の花山天皇の脱履を受けて、待望の摂政となつたのである。待ちに待つた政権を執る事ができたのである。兼家は政権把握直後の七月に大規模な人事を行い、文範は従二位に叙されたのである。文範にとつては、貞元二年(九七七)八月の正三位への加階以来の十年目の喜びであった。ところが二年後の正月の除目で、中納言を道長に譲るのである。その辞退替えの代償として息子為雅の備中守の申任であつたのである。さらに加えれば、道長に中納言の職を譲るのが当然と、文範が考えていたのかもしれない。政権を把握した直後の兼家にとつては大変都合の良い出来事であつた。二十三歳の非参議の従三位左京大夫道長を、殆ど何の抵抗もなく權中納言という高官に上げることができたのである。文範は時の摂政と、その摂関職を継承する可能性の高い貴公子にその職を譲つたのである。大変目が高かつたのではないか。永延二年(九八八)正月の中納言辞退は、文範にとつては、自分の家が今後も栄えて行く保証入手する千載一遇のチャンスではなかつたか。

この文範の家の祖先・清経は、摂関家の偉大な祖である基経の同腹の末弟である。清経の参議任官は、兄基経の四男・忠平の辞退・譲りによつて、清経五十五歳というその晩年によく実現していた。この時の太政官の最高位に

は、長男の時平が内覽臣として君臨していたのである。この基経の子供達から受けた温情に對して、清経は深く感謝したものと思われる。

文範の父・元名は忠平の直系の孫、小野宮家の祖・実頼の若死にした息子敦敏を娘の婿として迎え、その經濟的後見をするのである。敦敏は若死にし、四歳で残された遺児・手書きの佐理面倒をも元名や文範が見ているものと思われる。小野宮家に対しても、頼忠の娘・遵子の立后に際して、文範の同母の弟・国章が皇后宮権大夫としてその世話係を引き受けているのである。遵子の立后に際しては、関白頼忠と右大臣兼家との摂関家の内部抗争が激しい中での皇后宮権大夫への就任であつた。円融天皇の一粒種・懷仁親王と、冷泉院の親王・居貞親王を抱えた権勢この上もない右大臣の娘・詮子との立后争いに勝つた遵子の世話係なのである。大変損な役周りであり、引き受け手がさほどいたとは考えられない中での皇后宮権大夫への就任であつた。摂関家の争いの中には加わらず、基経の子孫を支えているのである。

また文範は時平の息子・敦忠の家司としてその家政の面倒を見るのである。敦忠の家は摂関家の内部抗争の中で消耗して行くのであるが、誠実にその面倒を見ているのである。文範は敦忠の息子・佐理を婿取つていて、佐理は『蜻蛉日記』に康保四年(九六七)の故村上天皇の四十九日の法要の後、出家してしまつた事が記されている。^(註十九)世の中はすつかり時平の弟・忠平の子孫のものになつていたのである。この時文範の娘も尼となり出家してしまつたのである。文範は遺児・邦明を養子とし育てていて、また敦忠の没後その妻・玄上の娘を後妻として世話をしてもいるのである。この場合も、摂関家の争いの圈外にいて、摂関家の内部抗争の中で消耗して行つた、基経の子孫を支えて

いるのである。

この見返りは、受領としての領国經營が常にこの一族に保証されていたのではないか。経済的には大変大きなものであつたと思われる。文範の一族はその経済力に見合つた摂関家の後見として信頼され、重きをなしていたのではないか。文範にとつては中納言の職より、摂関家の当主の依頼の方が大切なのである。中納言としての権力を振るうより、受領としての実利を得、摂関家の信頼を繋ぎ留める方が文範の家の理に適つていたのである。中納言の職は鴻毛より軽かつたのである。この文範一族の生き方は、兼家も道長も十分に理解していたのではなかろうか。

寛仁二年(一〇一八)六月二十八日の落雷では、中清の息子・永範が蔵人として道長の孫・敦明親王を抱えて避難しているのである。永範は内蔵人として後一条天皇に仕えると共に、の常に皇太后彰子の側にいて、東宮の守役を務めていたのである。道長は文範の一族に対し、大変厚い信頼を置いていたのである。

中清は、正四位下に至り、尾張・周防・河内・備中権守と四ヶ国の受領を務めている。また範永はやはり正四位下に至り、尾張・但馬・阿波・攝津・伯耆権守と五ヶ国もの受領を務めている。経済的実利も確りと手中にしているのである。これも道長のこの一族に対する深い信頼と感謝の念を示したものであろう。

文範の中納言辞退はその子孫に、絶大なる利益をもたらしているのである。

註一 『公卿補任』永延二年「道長」条・「文範」条

註二 『尊卑分脈』第二編「中清」条

註三 『尊卑分脈』第二編「範永」条

註四 『公卿補任』寛和二年条、寛和三年「道長」「道綱」条尻付き

註五 『尊卑文脈』によれば、忠平は師輔の子忠君を、兼家は道隆の子道頼をそれぞれ養子・自分の子としている。

註六 「辭中納言。卿如元。次男以爲雅申任備中守。」『公卿補任』永延二年「文範」条。

註七 「大納言在衡以下始著造内裏行事所」(『日本紀略』同日条)。『公卿補任』天德四年「在衡」条。

註八 朱雀天皇の末年辺りから藏人として、国司や国庫収入に関する仕事に従事していたのではないか。「令藏人 文範奏入京受領并未賜任符用」(『九曆』天慶七年「九四四」正月七日条)。「主税算師阿門興時服任文奏下、即於陣腋、給式部丞文範」(『九曆』天慶七年「九四四」三月十四日条)。

また、惟宗公方と村上天皇との受領の率分に関する違式違勅論争に、文範が加わったを様子を見れば、受領の考課・地方行政に明るい。また、村上天皇の意に沿う答えを導きだしている。村上天皇の考えと対立した公方は左遷され、文範が村上天皇の信任を得ていたことが伺える。又後年、公方の孫・允亮が尋ねて来た時は、大変上手にあしらつている。允亮は祖父の恥を漱ぐ事もなく返つて行く。「問。公方違式違勅

之論。其義如何。答云。天曆御時。諸國受領。不濟率分之輩。勘公文之時。勘會諸司文書。加署判之者。可勘其罪狀之由。被問公方。々々勘云。當違式云々被仰云。事出自勅語。然即可違勅之。公方不可然之由。執申。爰以文範令問之。(中略)文範命云。令問給之聖主^モ其身不存。僕^モ又老^{タリ}。是討論以無益也云々。允亮懷文書還了。」(『江談抄』(43))

註九 『公卿補任』貞元二年「國章」条。以下、國章に關しては、『公卿補任』による。

註十 「十一日癸卯。以女御從四位上藤原遵子。立爲皇后。天皇出御南殿。左大臣以下參了。宣制之後。於殿上有任宮司之除目。」『日本紀略』天元五年三月条。五日には「直物」が行われていて。この日、中宮大夫には右大將済時が任命されており、権官の國章の方が先に決まつたことになる。

註十一 「申刻。地大震。其響如雷。宮城諸司多以破壞顛倒。兩京舍屋其數甚多。其中」八省院。豐樂院。東寺。西寺。極樂寺。清水寺。圓覺寺等顛倒。地震之甚。未曾有矣。」『日本紀略』貞元元年六月十八日条。この後も群発の余震が続き、多くの建物が転倒し、七月十三日には改元が行われている。

註十二 『公卿補任』昌泰三年(九〇〇)「清經」条によれば、五十五歳の老境に差し掛っていた清經の参議任官は「忠平朝臣辭之讓。」と記されており、忠平から譲られたものであつた。二十一歳の忠平は此の年の正月に参議に任官したばかりであり、二ヶ月後その地位を叔父・清經に譲つたのである。

註十三 「定藏人、文章生平範國、本雜色、藤原範永、本非藏人、雜色橘成任、」

註十四 『公卿補任』康保四年「文範」条尻付き

註十五 『公卿補任』延喜十九年「玄上」条尻付き

註十六 『公卿補任』天禄三年「守義」条尻付き

註十七 『公卿補任』康保四年「文範」条尻付き

註十八 『公卿補任』天延三年尻付き、寛和二年「為輔」条

註十九 「御四十九日はてて、七月になりぬ。うへに候し兵衛の佐、まだとしもわかく、思ふ事ありげもなきに、

をやをも妻おもうちすてて、山にのぼりて、法師になりにけり。「あないみじ」とのゝしり、「あはれ」といふほどに、女はまた尼になりぬときく。さきざきなども、ふみかよはしなどする中にて、いとあはれにあさましき事お、とぶらふ。」（『かげろふの日記』上本文は岩波書店・日本古典文学大系による。）

註二十 「或云、太后雷電間忽奉令内藏人範永抱東宮、太后相共白晝從弘徽殿參清涼殿給、參上御所、雷聲百倍從他所

云々」（『小右記』寛仁二年六月二十九日条）